15.09

意匠登録出願に係る意匠が優先権証明書の中に示されていない 構成要素を含む場合の取扱い

我が国への意匠登録出願に係る意匠が、優先権証明書の中に示されていない構成要素を含む場合には、優先権の主張の効果は認めないこととする。

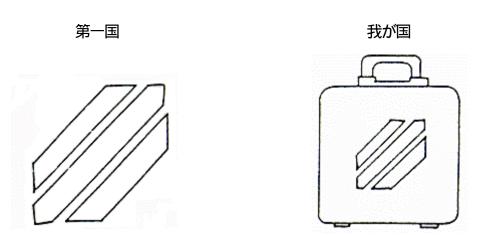
(説明)

意匠登録出願に係る意匠が、優先権証明書からは認識することができない構成要素を含む場合には、その部分については新たに開示されたものであり、我が国への意匠登録出願に係る意匠が優先権証明書の中に示されているものとはいえない。したがって本文のように取り扱うこととする。

[例]

(イ) 模様のみのものに形状を付加した場合

第一国の意匠が模様のみを表し、我が国の意匠は物品を「かばん」として具体的形状が新たに開示された場合、優先権の主張の効果は認められない。



(1)物品の部分を完成品とした場合

第一国の意匠が、腕時計のバンド部分を途中から切断し、「腕時計」としての物品の部分を表し、一方、我が国の意匠は時計バンド用止め金具の形状を含む「腕時計」の形状として表した場合、その時計バンド用止め金具の形状は新たに開示されたものであり、優先権の主張の効果は認められない。